

(平成22年3月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間①に係る標準報酬月額記録のうち、昭和41年4月及び同年5月については、3万9,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年8月1日から41年12月31日まで
② 昭和42年5月1日から同年12月21日まで
③ 昭和43年4月1日から同年5月1日まで
④ 昭和43年5月1日から同年12月26日まで
⑤ 昭和43年12月26日から44年1月1日まで
⑥ 昭和44年5月1日から同年12月22日まで
⑦ 昭和45年5月1日から同年12月14日まで
⑧ 昭和46年5月1日から同年12月16日まで
⑨ 昭和47年5月1日から48年1月1日まで
⑩ 昭和48年5月1日から同年12月20日まで
⑪ 昭和48年12月20日から49年1月1日まで
⑫ 昭和49年5月1日から50年1月1日まで
⑬ 昭和50年5月1日から51年1月1日まで
⑭ 昭和51年5月1日から52年1月1日まで
⑮ 昭和52年3月1日から53年1月1日まで
⑯ 昭和53年3月1日から54年1月1日まで
⑰ 昭和54年3月1日から55年1月1日まで
⑱ 昭和55年3月1日から56年1月1日まで
⑲ 昭和56年3月10日から58年1月1日まで
⑳ 昭和58年4月1日から60年1月1日まで
㉑ 昭和60年4月1日から61年1月1日まで
㉒ 昭和61年3月1日から平成12年1月19日まで

申立期間①、②、④、⑥から⑩までの期間及び⑫から⑳までの期間について、標準報酬月額が実際の報酬に比べて低く記録されているので、訂正してほしい。

また、申立期間③及び⑤については、厚生年金保険加入の記録が無いが、給与から保険料を控除されている給料支払明細書があるので、さらに、申立期間⑪については、給料支払明細書は無いが、厚生年金保険料を控除されていたと思うので、それぞれ厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、④、⑥から⑩までの期間及び⑫から⑳までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和41年4月及び同年5月は3万9,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、上記のほか、昭和41年6月から同年8月までの期間、42年5月、同年6月、同年8月、同年11月、43年5月、45年5月、同年7月、同年8月、48年5月、同年9月、49年5月、51年5月、同年6月、同年9月から同年12月までの期間、52年3月から同年10月までの期間、53年4月から同年6月までの期間、同年8月、54年3月、同年4月、54年6月、55年7月、56年3月、同年4月、同年9月、同年10月、同年12月、57年5月から同年11月までの期間、58年4月、同年7月、同年12月から59年4月までの期間、同年8月、同年11月、60年4月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月、61年5月から同年8月までの期間、同年10月から62年2月までの期間、同年6月から同年11月までの期間、63年1月、同年2月、同年7月、同年8月、同年10月、同年11月、平成元年1月から同年4月までの期間、同年6月から2年8月までの期間、同年10月、3年1月、同年4月から同年7月までの期間、同年9月から同年12月までの期間、4年2月、同年4月から同年10月までの期間、同年12月から5年5月までの期間、同年7月から6年6月までの期間、同年9月、同年11月から7年8月までの期間、同年12月、9年10月、11月及び10年1月から11年12月までの期間の給料支払明細書を提出しているが、このうち、41年6月から同年8月ま

での期間、43年5月及び51年10月については、申立人が提出した給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えていると認められること、54年4月、56年4月及び58年4月については、申立人が提出した給料支払明細書では保険料控除額の記載が確認できないこと、その他の期間については、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と一致していると認められることから、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所に該当しなくなっていることから、元事業主に照会したものの不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、上記の給料支払明細書を除き、当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料が無いほか、元事業主に照会したところ、「当社は廃業しており、当時の関係書類も廃棄しているため、申立人に対する給与支給額、保険料控除額については不明である。」との回答を得ている上、昭和46年から平成8年までの期間、同社に勤務していた同僚に照会したところ、「私の報酬は、社会保険庁（当時）の記録とほぼ一致していると思う。」との供述を得ている。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、申立人の保管する昭和43年4月分の給料支払明細書によると、「厚生年金控除額」欄に「1,237円」との記載が確認でき、同月分給与から保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、当時、A社で給与事務を担当していた者によると、保険料の控除は当月控除であったとしているところ、申立人が保管する昭和43年5月分の給料支払明細書によると、「厚生年金控除額」欄に「83円」と記載されていることが確認でき、43年4月の控除額と同年5月の控除額を合算した額を基に算定した標準報酬月額は、健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録され

ている申立人の同年5月の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、事業主は、43年4月の給与から誤って厚生年金保険料を控除したため、同年5月分の給与支給時に控除額を調整したと考えるのが自然である。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間③の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 3 申立期間⑤について、申立人の保管する昭和43年12月分の給料支払明細書により、申立人は、同月分の給与から、保険料を控除されていることが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、A社で昭和48年に厚生年金保険の資格を取得した者は申立人のほか5人確認できるが、全員が同年12月に資格を喪失していることが確認できるほか、同年12月に資格を喪失した者のうち、連絡の取れた者に照会したところ、同年12月末日まで勤務していたか否かは不明であるとの供述を得ている。

また、元事業主に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人の勤務状況については不明である。」との回答を得ているほか、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は昭和43年5月1日から同年12月2日までの期間となっていることが確認でき、申立人の申立期間⑤における勤務実態を確認することができない。

一方、厚生年金保険法第19条第1項によると「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされている。また、厚生年金保険法第81条第2項によると「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされている。これらのことから判断すると、A社における厚生年金保険料控除は当月控除であったと認められるところ、被保険者の資格を喪失した月である昭和43年12月の厚生年金保険料が控除されていたことをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間⑤の期間は国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、申立期間⑤において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

- 4 申立期間⑩について、元事業主に照会したところ、「当時の関係書類が無く、申立人の勤務状況、給与からの保険料控除については不明である。」との回答を得ているほか、公共職業安定所に照会したところ、A社における申立人の雇用保険の加入記録は昭和 48 年 5 月 1 日から同年 12 月 20 日までの期間となっていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社で昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得した者は申立人を含め 10 人確認できるが、このうち 8 人の資格喪失日は同年 12 月 20 日となっていることが確認できるほか、その他 2 人もそれ以前に資格を喪失していることが確認でき、このうち、連絡の取れた複数の者に照会したところ、いずれの者からも同年 12 月末日まで勤務していたとの供述が得られないほか、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述も得られなかった。

さらに、申立期間⑩について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間⑩における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間⑩に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額記録については、平成3年11月から4年6月までは36万円、同年7月から5年1月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年2月1日まで
オンライン記録によると、申立期間の標準報酬月額は8万円とされているが、当時の報酬に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年6月までは36万円、同年7月から5年1月までは50万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった5年2月27日以降の同年12月7日に、申立人を含む24人の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正^{そきゆう}されており、申立人の標準報酬月額は、3年11月から5年1月まで8万円に遡及して減額訂正^{そきゆう}されていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された源泉徴収簿から、平成3年11月から4年6月までの期間は標準報酬月額36万円、同年7月から5年1月までの期間は標準報酬月額50万円に見合う厚生年金保険料を事業主によりそれぞれ給与から控除されていたことが確認できるとともに、報酬月額についても、訂正前の標準報酬月額に相当する額であったことが確認できる。

また、申立期間当時、申立人はB市内で勤務していたとしているところ、商業登記簿によると、申立人は、A社において取締役であったことが確認できるが、C市本社に勤務していた元社員で社会保険事務を担当していたとする者に照会したところ、「社会保険関係の事務手続はすべて本社で行っており、遡及訂正^{そきゆう}も本社の者が行ったと思われる。」と供述しているほか、その他の複数の同僚からも、「申立人は社会保険事務には携わっていなかつ

た。」旨の供述を得ていることから、申立人は、同社の社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において係る処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年11月から4年6月までは36万円、同年7月から5年1月までは50万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月13日から38年5月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
昭和36年6月13日に坑道の維持作業員として、A社B事業所に入社した。保険料控除の証明となる給与明細は無いが、間違いなく勤務していたので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された指定鉱山労働者証明書から、申立人は、A社に昭和36年6月13日に入社し、申立期間に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和38年5月1日から39年1月1日までの期間は、A社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、同名簿では申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の者に照会したところ、「私は、入社してから5か月後に厚生年金保険に加入している。」、「当時は、入社後すぐに辞める者が多かったので、入社後、ある程度の期間が経過してから加入していた者もいたと思う。また、厚生年金保険に加入すると給与の手取りが減るので加入しない者もいた。」との供述を得ており、当時の事業主は、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、A社に照会したところ、「申立人に関する当時の関係書類は保管されていないため、不明である。」との回答を得ている上、当時、同社の本社で厚生年金保険の事務を担当していた者は、既に死亡していることから当

時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から33年8月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A社B支社に保険外務員として勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社B支社は、既に適用事業所に該当しなくなっていることから、C社に照会したところ、「関係書類が保管されていないので申立人の厚生年金保険加入については不明であるが、申立人は、生命保険外務員として勤務していた記録がある。」との回答を得ており、申立人は、同支社に勤務していたことが推認できる。

しかし、C社によると、「申立期間当時、生命保険外務員は、一定の条件を満たさなければ、社会保険が適用にならない場合があった。」との回答を得ているほか、申立事業所において、厚生年金保険の加入記録があり、連絡先が判明した者に照会したところ、「保険外務員の中には、厚生年金保険に加入していない者もいた。」との供述を得ていることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
職業訓練校を卒業してすぐ、昭和 29 年 4 月 1 日にA社に入社した。厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、入社してすぐに健康保険証を受け取った記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が昭和 29 年 4 月からA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人が自分と同じ昭和 29 年 4 月 1 日に入社した同僚として名前を挙げた者二人の厚生年金保険被保険者資格取得日はいずれも申立人と同じ 29 年 6 月 1 日となっているほか、その翌年の 30 年 6 月 1 日に資格を取得している同僚のうち連絡先が判明した複数の者に照会したところ、いずれも同年 4 月 1 日に入社したと供述していることから、当時の事業主は勤務していた者を採用後すぐに厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述等を得ることができない。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、昭和 29 年 6 月 1 日から 39 年 8 月 29 日までの期間はA社において厚生年金保険に加入していることが確認できるものの、申立期間については、同社における申立

人の厚生年金保険の加入記録は確認できないほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の記号番号は資格取得日を昭和 29 年 6 月 1 日として同年 6 月 19 日に払い出されていることが確認できる。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。